

運営規程

介護老人保健施設めぐみ 訪問リハビリテーション
安中市安中3丁目25番地13号
電話 027-382-5951

(事業の目的)

第1条 須藤英仁が開設する介護老人保健施設めぐみが行う指定訪問リハビリテーションおよび指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護老人保健施設めぐみの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設めぐみ
- 2 所在地 群馬県安中市安中3丁目25番地13号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師		1以上	老健めぐみと兼務
理学療法士	同		1以上	老健めぐみと兼務
作業療法士			0	
言語聴覚士			0	

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び年末年始5日間まで除く。
- 2 営業時間 午前9時～午後5時まで

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、安中市（旧松井田町・上後閑・東上秋間・西上秋間を除く）の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 1 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、自動車を使用した場合、事業所から自宅まで距離が10kmを超える場合は300円の交通費の実費を徴収する。

3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(秘密保持)

第10条 老健めぐみ及びその従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する

2 老健めぐみの従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(要望・苦情処理)

第11条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、老健めぐみに苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者へ説明するものとする。また、苦情記録等、その対応を台帳保管し、再発を防ぐ。

2 要望及び苦情の受付責任者は老健めぐみ リハビリテーション課長とし、苦情の処理は、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要に記された体制・手順・対応方針等にて行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする
- 一 虐待防止のための対策ための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、訪問リハビリの提供中に従業員または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第13条 事業所は、訪問リハビリの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第14条 1 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、済恵会 医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。